

ドイツ国際私法における信託

田中美穂*

目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 ドイツ実質法における信託 英米法上の信託との比較法的検討
- 第三章 ドイツ国際私法における信託の法性決定
- 第四章 外国法上の信託の置換
- 第五章 おわりに

第一章 はじめに

信託という法制度としては、英米法系諸国において顕著に発達し、他国にも継受された信託（英米法型の信託、以下、トラスト）がまず想起されるが¹⁾、他方で、大陸法系諸国においても、例えばドイツ法における信託（以下、トロイハント²⁾）のように、ローマ法の系譜に属する信託が独自の発展を遂げ、実務上も用いられてきた。トラストとトロイハントというこの二つの信託制度には、英米法と大陸法の基本的原則・構造の相違に由来する差異がみられるが、このような差異が桎梏となり、トロイハントは、信託の準拠法及び承認に関するハーグ条約（以下、ハーグ信託条約³⁾）においては、トラストと類似してはいるものの、異なる制度であると捉えられ、適用が除外されると解されている⁴⁾。

ドイツ国際私法においては、トラストとトロイハントの差異を踏まえた上で、信託をいかに法性決定するか、又、外国法上の信託をドイツの法秩

* たなか・みほ 近畿大学法学部准教授

序においていかに置換するか等の問題についての議論がこれまで盛んに行われてきた。その背景には、特に、自国法上トラストを認めていないドイツでは、英米において積極的に活用されているトラストをめぐる法的問題が自国において生じた場合、理論上も実務上も喫緊の課題として、当該問題への対処を迫られたという事情がある。これに対し、基本的にイギリス法を継受した信託法を有するわが国は、トラストを当初から自国法において認めているため、ドイツにおけるほどにはトラストをめぐる法的問題は先鋭化せず、また従来、信託は商事信託の形で利用がほとんどで、信託に関する法的紛争自体が極めて少なかったこと等の事情もあり、信託をめぐる国際私法上の問題についての議論は未だ十分でない。わが国においても、先般の信託法の改正を受けて国際信託の活用に注目が集まるなか、信託をめぐる国際私法上の問題について議論の蓄積が待たれるが、わが国の国際私法上、信託をいかに法性決定すべきかという問題等について検討するにあたって、ドイツにおいてこれまで展開されてきた緻密な議論を知ること、非常に有益であると思われる。本稿では、ドイツ国際私法における信託についての議論を紹介し、わが国における議論やハーグ信託条約の立場と比較しながら検討することにより、わが国の国際私法における信託についての議論を進展させる一助としたい。以下においては、まず、実質法的観点からトロイハントについてトラストと比較しながらその概要を述べた上で、ドイツ国際私法上の信託の法性決定についての議論、さらに外国法上の信託のドイツにおける置換についての議論を紹介し、若干の考察を行うこととする。

第二章 ドイツ実質法における信託

英米法上の信託との比較法的検討

信託とは、典型的には、委託者が一定の財産を受託者に移転し、受託者は委託者から指示された目的に従って受益者のために当該財産を管理・処

分するという法律関係を指し⁵⁾、トラストとトロイハントはこの点において本質的に異なるものではない。しかし、沿革上あるいは法体系上の相違に起因する基本的構造における差異がいくつかの点において存在している。

例えば、トラストは、そもそもイギリスにおけるコモン・ローと衡平法（エクイティ）という二元的な法体系を奇貨として、信託財産について、受託者がコモン・ロー上の権利を有するとともに、受益者も単なる債権的権利に留まらない、衡平法（エクイティ）上の財産的権利を有するという、いわば二元的な権利関係を認めるところから端を発している⁶⁾。これに対し、トロイハントにおいては、所有権の絶対という大陸法上の私法における基本原則を礎に、受託者は信託設定に際して委託者から移転された財産につき完全権（制限のない所有権）を取得するとされ、信託財産について、英米法上のトラストにおけるような受託者と受益者の間の二元的な権利関係は一切認められていない⁷⁾。このように、ドイツ法では、受託者が信託財産について完全権を有するとの前提に立つため、信託の目的に基づく制限は、委託者と受託者の間の単なる債権的拘束という意味しか与えられないとされる⁸⁾。

この他、トラストと明確に異なるトロイハントの重要な特徴としては、さらに以下の点が挙げられる。まず第一に、信託財産における物上代位が基本的に否定されている点である。トラストにおいては、信託財産における物上代位が認められており、信託設定時に委託者が受託者に直接譲渡した財産だけでなく、信託財産に属する財産の管理・処分・滅失・損傷その他の事由により受託者が取得した財産、すなわち受託者が新たに取得した代位物も信託財産を構成することになるが⁹⁾、トロイハントにおいては、委託者から受託者に直接に財産が移転することが信託財産として認められるための要件とされているため（直接性の原則）¹⁰⁾、土地と信託口座を除き¹¹⁾、受託者が委託者から直接譲渡された財産のみが信託財産として認められることになる。

第二に挙げられるのは、受託者の権限違反行為により信託財産が処分さ

れた場合における信託財産の復旧を求める権利が認められていない点である。受託者の権限違反行為により信託財産が第三者に譲渡された場合、トラストにおいては、受益者に信託財産の復旧を求める権利(追及権等)が認められるが¹²⁾、トロイハントにおいては、受託者の所有権は完全権であって法律行為による処分制限は許容されないため、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合であっても、受託者の信託違反についての第三者の善意・悪意に関わりなく、その処分は有効であり、信託財産の復旧を求める権利は、受益者にも委託者にも認められていない¹³⁾。つまり、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合、ドイツ法上、本来は委託者に債権的保護が与えられるのみである。

しかし、他方で、トラストとトロイハントで、一見異なってみえるが、実質的にはそれほど大きな相違がない点もある。例えば、信託財産の独立性に関してである。トラストにおいては、信託財産と受託者の固有財産は厳格に分別管理され、信託財産は受託者に所有されてはいるものの、受託者の責任財産から除外されるとして、信託財産の独立性が端的に認められている。従って、受託者の一般債権者は信託財産を差し押さえることはできないし、受託者が破産した場合にも、信託財産は破産財団に組み込まれない¹⁴⁾。又、受託者が死亡しても、信託財産は受託者の相続財産とはならず、受託者の相続人に相続されることはない¹⁵⁾。他方、トロイハントにおいては、資産の唯一性という大陸法上の私法における基本原則から、本来、信託財産は分別されず、受託者の固有財産と混同されることになる。この点に着目すれば、トラストとの間に非常に大きな相違が存するようにみえるが、実際には、受託者に対する強制執行、あるいは受託者の破産に際し、信託財産については委託者にそれぞれ異議権、取戻権が認められており¹⁶⁾、執行法上は委託者の権利がいわば物権的に扱われ、信託財産の独立性が事実上認められている。又、受託者の死亡に際しても、形式的には信託財産も相続人による承継の対象となるが、委託者は相続人に対し返還請求をなすことが可能であり、少なくとも債権的な保護は与えられている¹⁷⁾。従って、

信託財産の独立性という点においては、トラストとトロイハントの間に、見掛けほどの大きな相違はないということになる。つまり、トロイハントは債権的性質を有すると説明されるものの、それは実体法上についてであり、執行法上の取り扱いも併せて考えれば、必ずしも純粋に債権的性質を有するとは評価できない。

又、上述のように、トロイハントにおいては、英米法上認められている受益者の追及権のような、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合における信託財産の復旧を求める権利自体は確かに認められていないが、近年では、ドイツ法の理論的枠組みに則しつつ、英米法上の追及権と類似した法的効果を生ずる手段として、処分禁止の合意に反する処分を解除条件とする所有権移転、あるいは処分禁止の合意に反する処分を停止条件とする再譲渡請求権の仮登記等を用いる手法が考案されていることが注目される¹⁸⁾。

トラストとトロイハントの相違点が強調されることで、トラストとトロイハントは似て非なる制度であると捉えられることが多いが、トロイハントにおいても、上述の、信託財産の独立性については事実上かなりの部分で認められる点、又、近年ドイツ法の理論的枠組みに沿う形で考案された法的技術によって受託者に対し実質的に物権的な処分制限をなすことが可能となっている点を考慮すれば、トラストとトロイハントは、一面ではかなり接近しつつあるといえるだろう。その意味では、国際私法上、信託という単位法律概念の中に、トラストのみならず、トロイハントをも包摂することは必ずしも不可能ではないように思われる。

第三章 ドイツ国際私法における信託の法性決定

ドイツ国際私法においては、日本と同様に、信託の準拠法決定について明文規定は存しない¹⁹⁾。その上で、既存の抵触規則の適用を前提として、トラストとトロイハントを含め、信託をどのように抵触法上整理するかが

論じられている。

(一) 信託の統一的連結の可否

信託の法性決定をなすにあたって、ドイツ国際私法においてまず問題とされるのは、種々の信託²⁰⁾について統一的に連結することが可能か否かという点である。つまり、信託を個々の類型に分類した上で、それぞれの類型の信託ごとに準拠法を決定すべきか、それとも種々の信託を一体として法性決定し連結するかという点が論じられている。この問題について、ドイツでは、信託の機能・目的面からの分析を通じて法性決定すべきであるとの基本的立場²¹⁾から、信託を生前信託と遺言信託とに区別し、それぞれについて別途準拠法を決定する見解が通説的地位を占めている²²⁾。また、さらに、生前信託を、委託者の死によってその機能が変化しうる点に着目して、委託者の生存中の生前信託と委託者の死後の生前信託とに分けて考察する見解もある²³⁾。それに加えて、信託当事者間の法的関係(委託者と受託者の関係、受託者と受益者の関係、委託者と受益者の関係)ごとに分けて考察する見解²⁴⁾もみられる。

このように、ドイツ国際私法においては、信託を機能・目的等に着眼して細分化し、各類型ごとに個別的に準拠法を決定すべきとの見解が多数を占めており、種々の信託について統一的に連結すべきとの見解はこれまでに全くみられないわけではないものの²⁵⁾、極めて少数に留まるのが特徴的である。従って、ドイツ国際私法においては、ハーグ信託条約において採用されているような、生前信託と遺言信託を区別せずに、(条約の適用対象となる)種々の信託について統一的に準拠法を決定するという立場は、ほとんど支持されておらず²⁶⁾、特に、遺言信託について、準拠法決定において生前信託と同様に取り扱うハーグ信託条約の立場については根強い抵抗感が看取される。

（二）信託の機能・目的に応じた法性決定

上述のように、ドイツ国際私法上、信託の法性決定については、個々の信託の機能・目的に応じて場合分けがなされた上で論じられるのが通例であるが、まず生前信託と遺言信託で区別するという点は、各論者で共通している。従って、以下では、まず、生前信託、遺言信託の各法性決定について展開された議論を紹介し、その上で、生前信託を時間的に区分けして法性決定する見解、さらに、生前信託を信託当事者の間の法的関係によって区別して法性決定する見解について触れることとする。

（１）生前信託と遺言信託との区別

（a）生前信託

生前信託については、ドイツ国際私法上、学説は、債権的法律関係として法性決定すべきとの説²⁷⁾（以下、債権説）と法人（財団）類似の存在として法性決定すべきとの説²⁸⁾（以下、法人説）に大別されるが、債権説が通説であり、判例も債権説に依拠している²⁹⁾。

債権説においては、信託が契約に同様に人為的に形成される関係であるという点³⁰⁾、債権的性質をもつとされるトロイアントとの機能的類似性³¹⁾、多様な形態をとりうる信託について柔軟な対応が可能となるという点³²⁾、債権と法性決定することで信託当事者が自らの意思により準拠法を選択することが可能となるという点³³⁾、ハーグ信託条約上の規律との間の判決の国際的調和³⁴⁾などを根拠として、信託を債権的法律関係として法性決定すべきであると主張される。但し、現在のドイツは、契約債務の準拠法決定については、2008年に採択されたEUの「契約債務の準拠法に関する規則（以下、ローマ規則）」に依拠しており、ローマ規則1条2項h号において、トラストの設定は、それにより創設される委託者、受託者、受益者間の法的関係とともに、明示的に適用範囲から除外されている点に注意が必要である。この点については、そもそも1980年の契約債務の準拠法に関するEC条約（以下、ローマ条約）1条2項g号において同一内容の適用除外が規定されていたが、ドイツでは、ローマ条約の内容を組み込ん

だ、当時のドイツ民法施行法(以下、EGBGB)においてこの適用除外はあえて規定されず³⁵⁾、トラストについても、契約の準拠法決定についてのEGBGB旧27条以下の規定が適用又は類推適用されうると解釈されてきたという経緯がある。従って、現在、ローマ規則のトラストへの適用に関しても、同様の解釈が主張されており、ドイツ独自の自律的な抵触規則という枠内で、トラストについてもローマ規則3条以下のルールが適用又は類推適用されると解されている³⁶⁾。なお、トロイハントの合意については、ローマ規則1条2項h号の適用除外にはあたらないとされ、(少なくとも債権的側面に関しては)当然にローマ規則3条以下に服すると解されている³⁷⁾。

従って、債権説によれば、生前信託については、ローマ規則3条により法選択の自由が認められ、法選択がない場合には、ローマ規則4条により、準拠法として、受託者の常居所地法・本拠地法、信託事務遂行地法、信託財産所在地法等の適用が考慮されることになる。

他方、法人説は、独立して管理される特別財産という信託の特徴に着目した上で、信託を法人又は財団に類するものとして法性決定すべきであるとし、結局、生前信託については、信託財産の管理について事実上の重心が存する国の法によるとする³⁸⁾。その際、法人又は財団に類するものとして取り扱う基準としては、ビジネス・トラスト等でみられるように、一定の法的独立性があり、統一体としての外観を呈し、外部から認識可能な活動の中心を有するといったような特質、即ち一定の「組織度」が問題とされている³⁹⁾。このような基準を満たさない場合には、信託の成立・効力は、受託者に委託された権利の法、つまり、債権の場合は債権準拠法、物権の場合は財産所在地法によるとされる⁴⁰⁾。

以上のように、ドイツ国際私法上、生前信託については、債権説と法人説が理論的に対立しているが、実際上は両説の結論に大差はないとの指摘もある⁴¹⁾。つまり、債権説に依拠して、信託当事者に法選択の自由を認めたとしても、実際に当事者が選択するのは法人説に依拠した場合に客観的

連結を通じて指定される法であることがほとんどであり、又、当事者により法選択がなされず、最密接関係地法の適用が問題となる場合には、通常は、受託者の本拠のある地あるいは信託の管理がなされる地の法の適用が要求されることになるとして、いずれの立場をとったとしても、実務的には、多くの場合、同じ法秩序が導かれると説かれている⁴²⁾。

(b) 遺言信託

ドイツ国際私法において、遺言信託については、相続と法性決定することで学説は一致しており⁴³⁾、判例も学説と同様の立場をとる⁴⁴⁾。相続と法性決定するにあたっては、その根拠として、遺言信託の目的が委託者の死後の財産の分配であり、遺言信託によって、ドイツ相続法上の制度、すなわち、遺言執行、及び先位・後位相続制度⁴⁵⁾ (Vor- und Nacherbschaft) 等を用いることにより達成される法的効果と同様の効果が生じることからすると、遺言信託は機能的観点からみれば死因処分 (Verfügung von Todes wegen) に相当すること⁴⁶⁾、さらに遺言信託に関わる問題が単一の法、すなわち相続準拠法により規律されることで法的安定性が得られること⁴⁷⁾ 等が挙げられている。このように、遺言信託を相続と法性決定した結果、信託設定の実質的有効性は、EGBGB 26条 5項 1文により、信託設定の時点における仮説的な相続準拠法 (被相続人の本国法) に服するとされ⁴⁸⁾、又、委託者の死後の信託の効力は、反致や転致がなされない限り⁴⁹⁾、EGBGB 25条 1項により、原則的に、委託者の死亡当時における相続準拠法 (被相続人の本国法) に服することになる⁵⁰⁾。

以上のように、遺言信託とドイツ法上の相続制度との機能的類似性等を根拠として、ドイツ国際私法上、遺言信託を相続と法性決定することについてはほとんど異論のない支持が集まっており、このことが、遺言信託についても生前信託と同一の連結に依らしめるハーグ信託条約の規律への抵抗感の大きな要因となっている。

(2) 生前信託の法性決定における時間的区別

信託はその制度の性質上存続期間が長期に亘ることがしばしばであり、

委託者の生前に設定された信託の目的が、信託の存続期間中の委託者の死亡を境に変質することがある。例えば、委託者の生存中は、委託者が受益者を兼ね、信託財産からの一定の収益を委託者自身に分配すると定めつつ、委託者の死後は、受益者が他者に変更され、信託財産が新たな受益者に分配されるといったような場合である。ドイツ国際私法上は、信託設定の時点に焦点をあて、委託者の生存中に設定される信託（生前信託）と委託者の死亡時に設定される信託（遺言信託）とで区別し、前者を債権的法律関係として（あるいは法人類似の存在として）法性決定し、後者を相続として法性決定するのが通例であるが⁵¹⁾、他方で、生前信託の機能・目的が時間的に変質しうる点、さらに委託者の死によって効力を生じる生前信託がある点に着目し、生前信託の法性決定を、さらに委託者生存中と委託者の死後とで区別して行う見解がみられる⁵²⁾。例えば、CZERMAK は、委託者の死後の生前信託の目的は、委託者の意思に従い指定された者に一定の財産を配分するというものであり、ドイツの相続法上の制度との機能的類似性から、相続と法性決定すべきであると主張する⁵³⁾。

このような CZERMAK の見解に対し、DÖRNER は、生前信託が委託者の死を境に相続と法性決定されることにより、その準拋法が変更される可能性を認めることは、信託の統一的な管理という利益、当事者の利益に反すると批判する⁵⁴⁾。他方で、DÖRNER は、単に信託設定の時点により区別して法性決定を行う立場についても、ドイツの法制度との機能的な比較検討がなおざりにされている点を批判し、その上で、ドイツ国際私法上、死亡時に第三者に利益を与える契約が生前の法律行為と整理されていることと平仄をあわせて、委託者の死によって効力を生じる生前信託についても債権的法律関係として法性決定すべきとの見解を述べている⁵⁵⁾。

(3) 生前信託の法性決定における、信託当事者間の法的関係ごとの区別

CZERMAK と DÖRNER は、上述の、生前信託の法性決定について時間的な区別をなすべきか否かという点に関しては見解を異にしているが、生前信託につき信託当事者間の法的関係ごとに区別して法性決定すべきと

する点に関しては見解が一致している⁵⁶⁾。

CZERMAK は、委託者生存中の生前信託の法性決定に関し、委託者・受託者間の関係及び受託者・受益者間の関係については、委託者による信託宣言等が重要な意味をもつとして、トロイハントとの機能比較により、債権的法律関係として法性決定すべきであるとする⁵⁷⁾。他方で、CZERMAK は、委託者・受益者間の関係については、信託宣言等に関わらない、抵触法上別途取り扱うべき関係であるとし、受益者が自分に与えられる財産利益のために対価をあたえなくてもよい点を考慮し、贈与として法性決定すべきと述べる⁵⁸⁾。なお、委託者の死後の生前信託や遺言信託について、CZERMAK は、特に信託当事者間の法的関係ごとに法性決定することなく、一律に相続と法性決定されるとの立場をとっている⁵⁹⁾。

DÖRNER も、生前信託の法性決定に関して、CZERMAK と同様に、委託者・受託者間の関係及び受託者・受益者間の関係については債権的法律関係として法性決定されるとしながら、委託者・受益者間の関係については贈与として法性決定すべきとする⁶⁰⁾。但し、CZERMAK が、委託者の死後の生前信託について、信託当事者間の法的関係を問わず、一律に相続と法性決定するのと異なり、DÖRNER は、委託者の死後の生前信託についても、信託当事者間の法的関係ごとに法性決定するとの立場をとる。そのため、委託者・受益者間の関係において、委託者生存中の生前信託においては生前贈与、委託者の死後の生前信託については死因贈与との機能的類似性がそれぞれ問題となることになり、法性決定はより複雑さを増すことになる⁶¹⁾。他方、遺言信託については、DÖRNER も、CZERMAK と同様に、信託当事者間の法的関係ごとに準拠法を決定することなく、一律に相続と法性決定されるとする⁶²⁾。

(三) 信託を各側面ごとに分解した法性決定

上述のように、ドイツ国際私法においては、種々の信託をその機能・目的等に応じていかに法性決定すべきかという点について積極的に論じられ

ているが、その他、日本における分解説と一体説の間での議論⁶³⁾と同様の視角から、信託を各側面ごとに分解した上で法性決定すべきか否かという点についても論じられている。その際、日本における分解説と同様に、信託の債権的側面については、債権的法律関係に関する準拠法決定ルールを通じて決せられる信託準拠法に、信託の物権的側面については、当該信託財産準拠法に依らしめるべきとの見解が様々な論者により主張される⁶⁴⁾。但し、信託の債権的側面と物権的側面を具体的にどのように振り分けるかという点については、必ずしも見解は一致しておらず、例えば、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合の信託財産の復旧(受託者の追及権等)を、信託の物権的側面として捉える見解が主張される一方で⁶⁵⁾、それを信託の債権的側面として捉えた上で、物権準拠法による介入又は制約を認める見解もある⁶⁶⁾。

他方で、日本における一体説やハーグ信託条約の立場と同様に、信託を各側面ごとに分解せずに、一体のものと捉えて法性決定し準拠法を決定した上で、物権準拠法(信託財産準拠法)などの他の単位法律関係の準拠法との間での調整をなす立場もみられる⁶⁷⁾。但し、このような見解も、遺言信託については生前信託と区別して独自のルールに依らしめるという点では、日本における一体説、ハーグ信託条約の立場と大きく異なる点に留意しなければならない⁶⁸⁾。

第四章 外国法上の信託の置換

(一) 外国法上の信託のドイツ法概念への置換

ドイツ国際私法上、信託の法性決定とともに活発な議論が展開されているのが、外国法に基づいて設定された信託をドイツの法秩序においていかに置換するかという問題である。ドイツのように、トラストを自国法上認めていない国においては、外国法に基づく信託(トラスト)の、自国法概念を用いた「置換」の問題が必然的に生じてくる。例外的に、例えば、信

託を自国法上認めていない国がハーグ信託条約に加盟したような場合には、ハーグ信託条約の規定により決定される信託準拠法上の信託を自国においてそのまま信託として認める必要が生じてくるが⁶⁹⁾、それ以外の場合に、信託を自国法上認めていない国が、準拠法の適用を通じて自国に信託をいわば導入し、信託を本来の形で自国において認めるとは考えにくい。信託を自国法上認めていない国においては、通常は、自国の法秩序が許容する範囲内において、準拠外国法上の信託を自国法上の制度・概念に置き換えることで、信託にできるだけ類似した法的効果を生じさせることになる⁷⁰⁾。

例えば、ドイツに所在する財産について外国法に基づく生前信託が外国において設定され、当該財産をめぐる法的紛争がドイツの裁判所において争われる場合、ドイツにおいては、信託（トラスト）の設定自体は認められないが、信託の債権的側面については、ドイツ法上、生前信託と機能的に類似した役割を果たすトロイハントに置換されると解されている⁷¹⁾。又、ドイツに所在する財産について外国法に基づく遺言信託が外国において設定された場合には、ドイツにおいては、受託者は継続的遺言執行者、受益者は相続人または受遺者であるとみなされることになる⁷²⁾。又、遺言信託において時間的に連続して異なる受益者が指名されている場合には、ドイツ相続法上の先位・後位相続（Vor- und Nacherbschaft）の指定であると解される⁷³⁾。結局、外国法上の遺言信託は、ドイツにおいては、遺言執行と先位・後位相続（Vor- und Nacherbschaft）等の相続法上の制度を組み合わせたものに置換されることになるのである。このように、ドイツにおいては、遺言信託については、トロイハントではなく、相続法上の制度に置換されると解するのが一般的であるが、これは、このように解した方が機能面・効果面でより適合的であるからであると説明される。つまり、ドイツ法上、遺言執行者の権限濫用によりなされた遺言執行に係る法律行為について、第三者は、遺言執行者の権限濫用について悪意である場合には何ら権利主張することはできないとされているため、受益者たる相続人は、受託者たる遺言執行者の信義違反行為に対して、遺言信託をトロイハント

に置き換えた場合よりもより強固な保護を享受することが可能となる⁷⁴⁾。また、委託者の死後の財産管理をトロイハントを用いて行うとすれば、委託者の相続人により改変される危険性があるという点も、トロイハントによる置換が実務上あまり用いられない理由の一つとなっているとも指摘される⁷⁵⁾。

(二) 「置換」の限界 信託準拠法と他の単位法律関係の準拠法の衝突

(1) 物権準拠法との衝突

上述のように、いわゆる信託の物権的側面については、端的に物権準拠法によると解する見解と、原則的には信託準拠法によるとしながら、物権準拠法の介入を認める見解との間で対立があるが⁷⁶⁾、いずれにしても、信託財産がドイツに所在する場合、物権準拠法(信託財産準拠法)としてのドイツの物権法秩序が当該信託に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、ドイツにおいて、外国法上の信託はドイツ法上の概念・制度に置換されるが、ドイツの物権法秩序と相容れない部分については、外国法上の信託の本来の効力の実現は阻まれる。

外国法に基づいて信託(トラスト)が外国において設定され、ドイツに所在する不動産、ドイツ法に準拠する債権が信託財産に含まれる場合、信託財産の独立性に関しては、ドイツ法上、受託者に対する強制執行、受託者の破産に際して、委託者に異議権、取戻権が認められているため⁷⁷⁾、これらの場面では、信託財産の独立性という、信託準拠法たる外国法に基づく信託の効力はドイツにおいてもほぼ認められることになる。しかし、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合の信託財産の復旧を求める権利、及び信託財産における物上代位に関してはドイツ法上認められていないため、ドイツにおいては、これらの点での信託準拠法たる外国法に基づく信託の効力の実現はドイツ物権法秩序により原則として阻まれることになる⁷⁸⁾。但し、上述のように、処分禁止の合意に反する処分を解除条件とする所有権移転、あるいは処分禁止の合意に反する処分を停止条

件とする再譲渡請求権の仮登記等の手段を用いる場合には、ドイツにおいて、受託者に対して実質的に物権的な処分制限を実現することは可能であり⁷⁹⁾、信託を自国法上認めていない国においても、このような法的技術を駆使することで外国法上の信託の効力を実質的に実現し、置換することは考え得るだろう。

（２）相続準拠法との衝突

上述の通り、ドイツ国際私法上、遺言信託については相続と法性決定する見解が通説であるため、少なくとも遺言信託については当初から原則として相続準拠法によることになり、信託準拠法と相続準拠法の衝突という問題は生じる余地がない⁸⁰⁾。他方で、生前信託については、相続準拠法との間の適用関係が問題となりうる⁸¹⁾。つまり、生前信託の委託者が死亡し、相続が開始した場合、当該相続には原則として相続準拠法が適用されることになるが、その際、相続準拠法上の強行規定が当該信託に影響を及ぼすことになる。例えば、相続準拠法上の遺留分に関する規定は信託関係に介入し、場合によっては信託の部分的又は全面的無効が導かれることになると指摘される⁸²⁾。結局、生前信託の設定によっても、相続準拠法上の強行規定の適用を免れることはできず、信託自体がいかなる法に服するかに関わりなく、相続準拠法上の保護が相続人、遺留分権利者等に与えられることになる⁸³⁾。換言すれば、例えば、相続人、遺留分権利者が信託の設定により失われた財産価値を遺産のなかに取戻すことができるか否かという問題は、相続準拠法の適用範囲に入ると解される⁸⁴⁾。以上のように、ドイツにおいて外国法上の信託が置換される際には、相続準拠法上の強行規定による規律に反しない範囲でのみ、当該信託の成立・効力が認められることになる。

第五章 おわりに

以上で紹介したドイツ国際私法における信託の法性決定、及び外国法上

の信託のドイツにおける置換についての議論は、様々な点で示唆的である。例えば、ドイツでの信託の法性決定についての議論は、わが国における分解説の行き着く先を指し示す議論として特に興味を引く。ドイツにおいて一般的な、信託を機能・目的等に応じて、あるいは信託の各側面に応じて細分化して法性決定すべきとする立場は、信託の機能を具にみた上で、併存する他の法制度とパラレルに法性決定することが可能となる点で有意義であるものの、他方で、準拠法決定が過度にあるいは無益に複雑になるという問題を抱えている。例えば、生前信託について、委託者と受益者の間の関係に関しては贈与として法性決定すべきとの見解がみられるが⁸⁵⁾、この点について別個に捉えて贈与と法性決定したとしても、委託者が受益者との間の関係についてのみ信託準拠法と異なる法を選択するとは考えにくく⁸⁶⁾、実際上は贈与の準拠法は信託準拠法と一致する場合がほとんどであると思われる。また、生前信託について、委託者生存中と委託者の死後で法性決定を区別する見解がみられるが⁸⁷⁾、このように解すると、生前信託について委託者の死を境に原則的な準拠法が変更され、当事者に混乱をもたらすであろうことが容易に予測され、妥当とは思われない。その上、生前信託について当事者間の法的関係ごとに法性決定をなすとすれば⁸⁸⁾、さらに問題は複雑さを増すことになる。それに加えて、信託を各側面に分解して法性決定をなすという立場をとる場合、信託の債権的側面と物権的側面を具体的にどのように振り分けるかという問題が生じるが、この問題に関し、重要な点で見解は一致していない⁸⁹⁾。

信託が同様の法的効果を生み出す他の法制度と併存しているという点を看過すべきではないが、他方で、ドイツ国際私法におけるように、信託を実質法上の他の法制度と比較して、機能的類似性を持つ制度とパラレルに法性決定するという立場を徹底させれば、このように信託を細分化して法性決定していくという方向に向かわざるを得ず、法性決定においてあまり実益のない重い負担を負わざるを得ない。信託の機能・目的が多様であることを鑑みれば、信託を細分化して把握していくという方向性よりも、

むしろ信託の大まかな特徴を捉えた上で信託という一つの単位法律関係を設定して準拠法を決定し、それに当てはまらない性質を備えた信託については別途対処するという方向性のほうがより簡明で妥当な処理が可能となるのではないだろうか。トラストを自国法において認めていないドイツでは、後者の方向性をとるのは事実上難しく、自国の実質法上の法制度との機能比較を通じて信託を細分化して法性決定せざるを得ない事情があったといえるが、トラストを認めているわが国はドイツと状況が異なる。ドイツ国際私法における議論は、日本において主張されている分解説が内包する問題点を浮き彫りにしているように思われる。

一方、外国法上の信託のドイツにおける置換についての議論は、自国にとって未知の法制度を自国の法秩序に則して解釈し、取り込む過程が垣間見えるものとして興味深い。又、信託の置換に際して、物権準拠法や相続準拠法等の、他の単位法律関係の準拠法上の強行規定がその置換の限界を画することになるという事実が如実に読み取れよう。国際信託は、第三者の利益、公益を保護するという観点から、信託財産準拠法や相続準拠法等によって、その法的効果の実現に様々な制約を受けざるを得ない。外国法上の信託のドイツにおける置換の議論はそれを明確に示すものであり、国際信託の設定にあたって、実務的には、信託が、他の単位法律関係の準拠法との関係から受ける制約を最小限にしていこう工夫が求められるであろう。

- 1) 英米における信託制度の確立については、新井誠『信託法 [第3版]』（有斐閣、2008年）6頁以下参照。
- 2) トロイアントについては、中田英幸『ドイツ信託法理 日本信託法との比較』（東北大学出版会、2008年）、及び新井誠「信託の比較法的概観 比較信託法 実質法」池原季雄編『国際信託の実務と法理論』（有斐閣、1990年）6頁以下参照。
- 3) ハーグ信託条約は、信託に関する準拠法決定方法の統一を目的に、ハーグ国際私法会議において1984年に作成され、1992年に発効した条約である。2010年8月17日時点で、条約加盟国（地域）は、オーストラリア、カナダ、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、スイス、英国、香港特別行政区、リヒテンシュタイン、サンマリノといった12カ国に及んでいる（http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.status&cid=

59) ハーグ信託条約に関しては、沢木敬郎「ハーグ信託条約について」池原季雄編『国際信託の実務と法理論』(有斐閣, 1990年)149頁, 原優「信託の準拠法及び承認に関する条約」の締結と国内法制」池原季雄編『国際信託の実務と法理論』(有斐閣, 1990年)170頁, 菊池洋一「ハーグ国際私法会議第一五会期の報告」民事月報39巻12号3頁, 高杉直「ハーグ信託条約における法選択規則の構造」民商法雑誌104巻5号623頁等参照。なお、ハーグ信託条約の説明報告書の邦語訳として、アルフレッド・E・フォン・オーヴェルベック(道垣内正人訳)「信託の準拠法及び承認に関するハーグ条約についての報告書(翻訳)」信託153号4頁がある。

- 4) ハーグ信託条約において、信託は、「委託者が生存中の行為によりまたは死亡を原因として設定する法律関係であって、財産が受益者のためまたは特定の目的のため受託者の管理の下に置かれるもの」と定義されている(2条1項)。さらに、ハーグ信託条約上、信託は、信託財産が独立の基金を構成し、受託者の固有財産には属さない、信託財産は、受託者名義または受託者のために第三者名義となる、受託者は、信託条項または法律により課される特別の義務に従い、信託財産を管理し、使用し、または処分する権利及び義務を有し、これらに関して責任を負う、との三つの特徴を備えるものと規定されている(2条2項)。このような2条の基準を満たさない場合は、ハーグ信託条約の適用範囲外となる。トロイハントは、ハーグ信託条約が適用される「信託」としての本質的特徴を欠くと解されているが(Adair Dyer & Hans von Loon(三菱信託銀行法律研究会訳)「信託とその類似制度に関する報告(2)」信託143号26頁以下参照)、他方で、トロイハントが除外される理由は沿革上のものでしかありえず、トロイハントを、自益型の担保信託を除けば、ハーグ信託条約2条の定義に含めることも可能ではないかとの指摘もある(新井誠「国際信託法の諸問題 比較信託法の問題点について」信託法研究12号97頁, 108頁参照。)
- 5) 新井・前掲注(1)3頁参照。
- 6) 新井・前掲注(2)3頁以下, 新井・前掲注(4)99頁以下。
- 7) 新井・前掲注(2)6頁以下, 新井・前掲注(4)98頁。
- 8) 新井・前掲注(2)6頁以下, 新井・前掲注(4)98頁。
- 9) 英国法上、信託財産における物上代位は、「トレーシング(tracing)の法理」のなかで認められている。この点については、能見善久『現代信託法』(有斐閣, 2004年)62頁以下参照。
- 10) ドイツにおいて、直接性の原則については学説から批判はあるものの、判例上は、2003年6月24日のBGHの判決において、口座に関わる事例といった一部の例外を除き、直接性の原則を維持することが示されている。中田・前掲注(2)94頁及び172頁以下。新井誠「ドイツ法の信託と英米法のトラスト ハーグ信託条約の観点から」國學院法学30巻4号207頁, 214頁参照。ハイン・ケッツ(新井誠監訳)『トラストとトロイハント イギリス・アメリカとドイツの信託機能の比較』(勁草書房, 1999年)137頁, ハイン・ケッツ(新井誠訳)「国際的法律関係における信託 信託の準拠法とその承認に関するハーグ条約」信託185号64頁, 71頁参照。
- 11) 土地に関しては、受託者の信用不安や権限外処分を停止条件とする譲渡の仮登記を行う

た場合には、直接性の原則は事実上問題とならない。また、預金口座の信託については直接性の原則は適用されない。この点につき、中田・前掲注(2)179頁参照。

- 12) 新井・前掲注(2) 3 頁, 新井・前掲注(4)100頁以下。
- 13) Adair Dyer & Hans von Loon・前掲注(4)28頁, 新井・前掲注(2) 9 頁。
- 14) 新井・前掲注(10)210頁。
- 15) 新井・前掲注(10)210頁。
- 16) ドイツ民事訴訟法（ZPO）771条, ドイツ倒産法（InsO）47条（ドイツ旧破産法（KO）43条）。中田・前掲注(2)94頁以下, 新井・前掲注(2) 9 頁以下参照。
- 17) ドイツ民法（BGB）667条参照。WITTUHN, Das internationale Privatrecht des trust, 1987, S. 128.
- 18) 中田・前掲注(2)144頁及び175頁以下参照。
- 19) STAUDINGER/DÖRNER, Internationales Erbrecht, Neubearbeitung, (2007), S. 244.
- 20) 但し, ドイツ国際私法上, これまで主として議論の俎上に載せられているのは, 法律行為により設定される信託であり, 擬制信託, 復帰信託等については, 法律行為により設定される信託とは異なる目的を果たすものであるとして, 抵触法上も区別して捉えるべきと指摘されているものの, 詳しい検討はほとんどなされていない。この点については, CZERMAK, Der express trust im international Privatrecht, 1986, S. 22 ff. STAUDINGER/STOLL, Internationales Sachenrecht, 13 Bearbeitung, 1996, S. 95.
- 21) STAUDINGER/DÖRNER, a.a.O., S. 244. DÖRNER, Der Trust im deutschen Internationalen Privatrecht, in : LE TRUST EN DROIT INTERNATIONAL PRIVÉ: PERSPECTIVES SUISSES ETÉTRANGÈRES, 2005, S. 74. CZERMAK, a.a.O., S. 118.
- 22) DÖRNER, a.a.O., S. 74 f. STAUDINGER/STOLL, a.a.O., S. 96. WITTUHN, a.a.O., S. 83.
- 23) CZERMAK, a.a.O., S. 182 ff.
- 24) CZERMAK, a.a.O., S. 204 ff. DÖRNER, a.a.O., S. 84 f. REITHMANN/MARTINY, Internationales Vertragsrecht, 7 Aufl., 2010, S. 71.
- 25) FISCHER-DIESKAU, Die Kollisionsrechtliche Behandlung von Living und Testamentary Trusts, 1967, S. 112.
- 26) STAUDINGER/STOLL, a.a.O., S. 96. WITTUHN, a.a.O., S. 157 f.
- 27) REITHMANN/MARTINY, a.a.O., S. 70. DÖRNER, a.a.O., S. 76 ff. V. BAR, Internationales Privatrecht, Bd. , 1991, S. 370. WITTUHN, a.a.O., S. 120. なお, 原則として債権的法律関係として法性決定しながら, ビジネス・トラスト等の一定の類型の信託については法人（財団）類似の存在として法性決定すべきと主張する見解もある。MÜNCHKOMM/KINDLER, BGB, Bd. 11, International Gesellschaftsrecht, 5 Aufl., 2010 , S. 559.
- 28) STAUDINGER/STOLL, a.a.O., S. 98. KEGEL/SCHURIG, Internationales Privatrecht, 9. Aufl., 2004, S. 590 ff. STAUDINGER/GROßFELD, International Gesellschaftsrecht, Neubearbeitung, 1998, S. 193.
- 29) BGH, 13. 6. 1884, IPRax 1985, S. 221. BGH, 15. 4. 1959, NJW 1959, S. 1317. OLG Hamm, 21. 3. 1994, IPRax 1996, S. 33.
- 30) V. BAR, a.a.O., S. 370.

- 31) REITHMANN/MARTINY, aa.O., S. 70. DÖRNER, aa.O., S. 78. CZERMAK, aa.O., S. 204.
- 32) WITTUHN, aa.O., S. 120. DÖRNER, aa.O., S. 78.
- 33) V. BAR, aa.O., S. 370.
- 34) ハーグ信託条約6条及び7条参照。DÖRNER, aa.O., S. 79.
- 35) EGBGB 旧37条。
- 36) MÜNCHKOMM/KINDLER, aa.O., S. 557 ff.
- 37) MÜNCHKOMM/KINDLER, aa.O., S. 557. REITHMANN/MARTINY, aa.O., S. 70.
- 38) STAUDINGER/STOLL, aa.O., S. 98.
- 39) STAUDINGER/STOLL, aa.O., S. 98.
- 40) STAUDINGER/STOLL, aa.O., S. 98.
- 41) DÖRNER, aa.O., S. 79 f.
- 42) DÖRNER, aa.O., S. 79 f.
- 43) DÖRNER, aa.O., S. 80 f. STAUDINGER/STOLL, aa.O., S. 96. WITTUHN, aa.O., S. 95 f. CZERMAK, aa.O., S. 133 ff.
- 44) OLG Frankfurt, 29. 12. 1962, IPRspr 1962/1963, Nr. 146, S. 425. OLG Frankfurt, 22. 9. 1965, IPRspr 1966/67, Nr. 168a, S. 530. OLG Frankfurt, 2. 5. 1972, DNotZ 1972, S. 543. LG Nürnberg-Fürth, 29. 12. 1962, IPRspr 1962/63, Nr. 148, S. 441.
- 45) ドイツ相続法においては、いわゆる後継ぎ遺贈と類似した法的効果を持つ制度として、先位・後位相続制度 (Vor- und Nacherbschaft) が認められている (ドイツ民法 (BGB) 2100条以下参照)。つまり、被相続人は、時間的に連続して複数の者を相続人として指定することが可能であり、その場合、第一の相続人 (先位相続人) は、一定の期間の経過又は一定の事実の発生により後位相続が開始された時に、相続人としての地位を失い、相続人としての地位は第二の相続人 (後位相続人) に移転することになる。
- 46) DÖRNER, aa.O., S. 80. STAUDINGER/DÖRNER, aa.O., S. 244.
- 47) WITTUHN, aa.O., S. 96.
- 48) STAUDINGER/DÖRNER, aa.O., S. 244. DÖRNER, aa.O., S. 80 f.
- 49) EGBGB 4条1項参照。
- 50) STAUDINGER/DÖRNER, aa.O., S. 244. DÖRNER, aa.O., S. 81. なお、例外的に、EGBGB 3a条2項 (EGBGB 旧3条3項) において認められている「個別準拠法は総括準拠法を破る」という原則によって、被相続人の本国法ではなく、財産所在地法が適用される場合がある。
- 51) WITTUHN, aa.O., S. 103. DÖRNER, aa.O., S. 82.
- 52) CZERMAK, aa.O., S. 182 ff.
- 53) なお、CZERMAK は、委託者の死後の生前信託を相続と法性決定することによって、信託が相続準拠法という単一の法秩序に服することになり、相続準拠法上の遺留分等についての強行規定が直接的に適用されるため、それらの強行規定の適用が回避されるおそれがより少なくなると述べる。CZERMAK, aa.O., S. 226.
- 54) DÖRNER, aa.O., S. 82. なお、このような批判につき、CZERMAK は、準拠法の変更は信託を機能的に考慮した上でなされる法性決定から必然的に生じる結果であり、いたしかた

- ないとの見解を述べる。CZERMAK, aa.O., S. 227.
- 55) DÖRNER, aa.O., S. 82f. 但し, DÖRNER は, このように処理することにより, 相続準拋法が一切適用されないとするのではなく, 相続人や遺留分権利者が信託の設定により失われた財産を取り戻しうかが否かは相続準拋法によって決定されるとの立場をとり, 相続準拋法による介入を認めることで, 信託準拋法と相続準拋法の調整を図っている。この点について, DÖRNER, aa.O., S. 83.
- 56) この他, 信託当事者間の法的関係ごとの準拋法決定を志向する見解として, REITHMANN/MARTINY, aa.O., S. 71.
- 57) 委託者・受託者間の関係について, CZERMAK, aa.O., S. 203 ff. 受託者・受益者間の関係について, CZERMAK, aa.O., S. 209 f.
- 58) CZERMAK, aa.O., S. 210 ff. 結果的に, 債権的法律関係についての準拋法決定ルールによることになる。
- 59) CZERMAK, aa.O., S. 133 ff. und S. 224 ff.
- 60) DÖRNER, aa.O., S. 84 f.
- 61) DÖRNER は, 委託者・受益者間の関係に関して, 委託者生存中の生前信託については生前贈与が問題になるとして債権的法律関係についての準拋法決定ルールが適用されるとしながら, 委託者の死後の生前信託については一般に相続として法性決定される死因贈与が問題となり, このことにより相続準拋法の介入を受けるとする。DÖRNER, aa.O., S. 84 f.
- 62) DÖRNER, aa.O., S. 85.
- 63) 法制審議会における, 信託の準拋法決定に関する分解説と一体説の間での議論については, 小出邦夫『逐条解説・法の適用に関する通則法』(商事法務, 2009年) 410頁以下参照。
- 64) REITHMANN/MARTINY, aa.O., S. 71. MÜNCHKOMM/KINDLER, aa.O., S. 557. MÜNCHKOMM/SONNENBERGER, BGB, Bd. 10, IPR Einl. 5 Aufl., 2010, S. 268 f. DÖRNER, aa.O., S. 83 f. V. BAR, aa.O., S. 370. CZERMAK, aa.O., S. 212 ff. ヘルムート・コーイング(新井誠訳)「ドイツ国際私法と法律行為による信託」ジュリスト810号78頁, 80頁以下参照。
- 65) DÖRNER, aa.O., S. 83.
- 66) CZERMAK, aa.O., S. 215 ff.
- 67) WITTUHN, aa.O., S. 64 ff.
- 68) 本稿第3章(二)(1)(b)参照。
- 69) ケッツ・前掲注(10)70頁以下においては, これと異なり, ハーグ信託条約上, 信託の「承認」に際しては自国の法制度を用いた翻訳(置換)がなされるとの解釈が示されている。ハーグ信託条約についてのこのようなケッツの解釈に対する批判として, 早川眞一郎「信託の国際的調和」信託法研究23号49頁, 64頁以下参照。
- 70) STAUDINGER/STOLL, aa.O., S. 98 f. なお, 早川・前掲注(69)58頁以下においては, 信託制度を有しなかった, かつてのフランスの判例を題材に, このような自国の法制度への置換の例が紹介されている。
- 71) STAUDINGER/DÖRNER, aa.O., S. 146. DÖRNER, aa.O., S. 86. CZERMAK, aa.O., S. 288 ff. なお, 前掲 BGH 13. 6. 1984, IPRax 1985, S. 221 では, 傍論において, ドイツ法に服する債権についての信託(トラスト)の設定は無効となるとの見解が示された上で, このような場合に

は、ドイツ法におけるトロイハントの合意として置換が可能か否かが検証されるべきであると述べられている。

- 72) STAUDINGER/DÖRNER, a.a.O., S.205. DÖRNER, a.a.O., S.87. WITTUHN, a.a.O., S.147f. CZERMAK, a.a.O., S.294 ff. 判例として, 前掲 OLG Frankfurt, 29. 12. 1962, IPRspr 1962/1963, Nr.146, S.425. 他。
- 73) DÖRNER, a.a.O., S.87. WITTUHN, a.a.O., S.148. CZERMAK, a.a.O., S.295.
- 74) CZERMAK, a.a.O., S.296 f.
- 75) CZERMAK, a.a.O., S.190 f.
- 76) 本稿第三章(三), さらに, 拙稿「信託準拋法と信託財産準拋法の適用関係について ハーグ信託条約からの示唆」近畿大学法学58巻4号1頁, 注(74)及び注(89)参照。
- 77) 本稿第二章参照。
- 78) WITTUHN, a.a.O., S.142 ff.
- 79) CZERMAK, a.a.O., S.291 f. 及び, 本稿第二章参照。
- 80) ハーグ信託条約のように, 遺言信託について生前信託と共通の準拋法決定ルールに依らしめた場合には, 遺言信託についても, 生前信託と同様に, 信託準拋法と相続準拋法との間の適用関係が問題となる。
- 81) なお, 委託者の死後の生前信託について, CZERMAK のように, それらを委託者生存中の生前信託とは別に取り扱い, 相続と法性決定するとの見解に立つ場合には, 信託準拋法と相続準拋法の衝突は問題とならない。
- 82) CZERMAK, a.a.O., S.220 ff. なお, 信託準拋法と相続準拋法の適用関係について述べられた邦語文献として, 早川眞一郎「信託と相続の交錯」池原季雄編『国際信託の実務と法理論』(有斐閣, 1990年)112頁, 道垣内正人「国際化の中の高齢社会 国際的な相続と信託との関係」新井誠編『高齢社会と信託』(有斐閣, 1995年)218頁, 森田果「信託」民商法雑誌135巻6号1018頁等参照。
- 83) CZERMAK, a.a.O., S.220 ff. 同旨, 早川・前掲注(82)126頁。
- 84) DÖRNER, a.a.O., S.83. この他, 後継ぎ遺贈の可否等も相続準拋法の適用範囲に入ると解されるが, ドイツ法上, 遺言信託については当初から相続準拋法が適用されるとの立場が通説であり, 又, 後継ぎ遺贈と類似した法的効果をもたらす先位・後位相続制度が認められているという事情があるためか, 相続準拋法上の後継ぎ遺贈の禁止規定が信託に及ぼす影響という点はほとんど論じられていない。
- 85) 本稿第三章(二)(3)参照。
- 86) ドイツ国際私法上, 贈与については債権的法律関係についての準拋法決定ルールが適用され, まず, 委託者の意思による法選択が認められる。
- 87) 本稿第三章(二)(2)参照。
- 88) 本稿第三章(二)(3)参照。
- 89) 本稿第三章(三)参照。